

資料4 事故等の再発防止のための行政指導（通達）

4-1 幼児の踏切事故等の防止について

4-2 プラットホームにおける人身障害事故防止の徹底について喚起

国鉄施第42号
国鉄安第37号
平成22年10月7日

地方運輸局 鉄道部長 殿

鉄道局 施設課長

安全監理官

幼児の踏切事故等の防止について

踏切事故及び線路内立入りによる人身障害事故（以下「踏切事故等」という。）の防止については、交通安全基本計画に則り、春秋の全国交通安全運動や、踏切事故防止キャンペーン等（以下「交通安全運動等」という。）を通じて広く沿線住民等への広報活動を実施してきたところであるが、最近、幼児が死亡する踏切事故等が相次いで発生した。

については、交通安全運動等の実施にあたって、幼児の踏切事故等を防止する観点から、関係機関と協力しつつ、保護者への広報など、より一層充実した取組みを実施されたい。また、管内の鉄軌道事業者に対し、同様の取組みをより一層充実するよう指導されたい。

国鉄安第59号
平成22年12月20日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

鉄道局長

プラットフォームにおける人身障害事故防止の徹底について

プラットフォームにおける人身障害事故防止対策については、本年12月10日からの「年末年始の輸送等に関する安全総点検」の重点点検項目に位置付けているところであるが、12月10日から19日までの10日間のプラットフォームにおける事故発生件数については、平成14年から21年までの平均が4.3件のところ、今年は暫定値ではあるが10件を超える状況となっている。

については、貴局管内の鉄軌道事業者に対し、プラットフォームにおける人身障害事故防止対策の実施を改めて強く指導するとともに、貴局においても鉄軌道事業者の実施状況を更に確認するなど、事故防止の徹底を図られたい。